

第113回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第6日)

令和5年9月28日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 認定第 1 号 令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 2 号 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 3 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 4 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 5 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 6 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 7 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 8 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 9 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 10 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 11 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 12 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 55 号 町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）
- 日程第 14. 報告第 12 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 15. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 16. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えました。本日も、慎重にご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際に守るべき事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

- 日程第 1. 認定第 1 号 令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 2. 認定第 2 号 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 3 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 4 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 5 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 6 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 7 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 8 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 9 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 10 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 11 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 12 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） まず、日程第 1 から日程第 12 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、認定第 1 号、令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12、認定第 12 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 12 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、加古原瑞樹議員。

〔決算特別委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

決算特別委員長（加古原瑞樹君） おはようございます。

それでは、決算特別委員会に審査を付託されました認定第 1 号から認定第 12 号について、審査の結果を報告いたします。

決算特別委員会は全議員 14 名で構成し、令和 5 年 9 月 5 日、火曜日と、9 月 6 日、水曜日の 2 日間審査しました。

1 日目、9 月 5 日は午前 9 時に開会して、午後 4 時 37 分まで質疑をしました。

2 日目の 9 月 6 日は午前 9 時から開会し、午前 10 時 14 分まで審査しました。

なお、9 月 6 日、森脇議員は欠席でした。

場所は、佐用町役場第1庁舎西館3階議場です。

本決算特別委員会に説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び各課長、各支所長で、各審査項目においては、関係課の室長及び担当職員の出席を認めました。

また、議会事務局より局長と室長であります。

審査順に主な質疑、答弁と結果を報告します。

認定第1号、令和4年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について報告します。

まず、財産に関する調書で、質疑として、山林を寄附や買取りにより町有林化をしているが、その内容はどの質疑に対し、令和4年度、買取りしたものは、70名から205ヘクタール。寄附は、44名の方から50ヘクタール。合計、寄附と買取りで114名から255ヘクタール、町有林化したとの答弁がありました。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入についての審議に入り、5款、町税については、固定資産税も、本人が亡くなった場合、相続の書き換えをしないと、だんだん、難しくなる。ある程度は、町がすすめているのかの質疑に、固定資産税は、登記の法律が、今年、改正されて、相続を受けた土地を名義変更しないと、今後は、過料になる。広報にチラシを入れた。窓口に来られた場合は、説明してすすめるとの答弁がありました。

また、自主財源が4分の1を切っている。維持経費の削減等をしないと、財政運営は厳しくなると思う。これからの運営の見通しはどの質疑に、安定した行財政運営を行っていくために、長期的な財政見通しを立てながら、1年1年の予算を組んで実施をしている。今後、人口は減っても、行政課題、行政需要は減らない。公共施設の効率化を図り、活用し、長寿命化を図りながら、経費の節減に努めていくとの答弁がありました。

続いて、10款、地方譲与税、15款、利子割交付金、16款、配当割交付金、17款、株式譲渡所得割交付金、18款、法人事業税交付金、19款、地方消費税交付金、20款、ゴルフ場利用税交付金、25款、自動車取得税交付金、26款、環境性能割交付金、27款、地方特例交付金、30款、地方交付税、35款、交通安全対策特別交付金についての質疑に入りました。

法人事業税交付金が補正で増額になっているが、町内で事業者数が増えているのか。あるいは、各事業所の事業税が増額となっているのかとの質疑があり、法人事業税交付金は、都会と地方の納付の額の格差を是正するため、令和2年度から新たにできた交付金。経過措置により、法人税割で案分していたが、従業員割に、徐々に変えている。本町としては、法人税割で案分するよりも、従業員数で案分したほうが有利となり、徐々に多くなっているとの答弁がありました。

続いて、40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料の質疑に入りました。

し尿処理手数料1,600万円のうち、生し尿処理分として、去年から比べ40キロリットル分が少ない。この分は、特定環境保全公共下水道事業の浄化センターを改修し、その分の受入として、少なくなったのかの質疑に、令和4年4月から特定環境保全公共下水道の三日月浄化センターへ生し尿等の搬入も開始しているが、このことによる減少ではない。処理量は、年々減少しているとの答弁がありました。

マイナンバーカードを活用して、令和5年2月からコンビニ等で交付サービスを開始しているが、使用状況はどの質疑に、利用状況は、約2カ月間で425件利用との答弁がありました。

続いて、50款、国庫支出金について、質疑に入りました。

デジタル田園都市国家構想推進交付金の内容はどの質疑に、令和3年度に国の補正予算で創設されたもので、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地域を活性化させ、持続可能な経済社会の創設を目指そうというもの。本町では、この事業を教育分野で活用した。町としては、10%の負担で実施できたとの答弁がありました。

また、児童虐待・DVなど、どのぐらいあるのか。また、どのように対応しているのかとの質疑に、令和4年度で児童虐待が6件、DV事案が7件。対応としては、軽度の場合は、相談、助言を行い、経過観察をしている。重症度の高い事案は、保健師、家庭児童相談員のほかに、専門機関、いわゆる子ども家庭センターとか、警察、健康福祉事務所等々の助言も加え、移管も含めて対応しているとの答弁がありました。

続いて、55款、県支出金についての質疑に入りました。

道の駅ひらふくは、トイレや道路情報サービス等の管理などで450万円で委託を受けている。当初から、ずっと一緒の金額だが、当面、維持されるのかとの質疑があり、トイレ、道路案内所、駐車場の用地の管理を行っている。当面、この金額で県にお願いしていきたいと思う。大きな修繕などが出た場合、別途協議して、実施してもらうか、追加で委託料をいただくか、調整したいとの答弁がありました。

また、ひょうごがんばり学びタイム委託金の内容はどの質疑に、この事業は児童生徒の学力の育成、また、不登校児童生徒の学習支援と心のケアを目的に実施している。町では教育支援センター、ほっとルームの指導員の賃金に委託金を当てているとの答弁がありました。

続いて、60款、財産収入、65款、寄附金、70款、繰入金、75款、繰越金、80款、諸収入、85款、町債の質疑に入りました。

ふるさと応援寄附金が3,000万円余りとなっているが、前年に比べ増加している要因は。今後、自己財源の減少が見込まれる中で、さらに、積極的に取り組む必要があると思うがとの質疑に、令和4年度からは、新たに3つのポータルサイトと中間の委託業者を採用して、返礼品の新規開拓に努めたことが、その要因。今後の展望として、新規の返礼品や、取扱業者数を増やすなど、いろいろな取組をしているとの答弁がありました。

企業版のふるさと納税50万円の内容と今後の取組はどの質疑があり、個人のふるさと納税とは異なり、返礼品もなく、ふるさと納税を行うための民間のポータルサイトもない。さらに、町内に本社を置く企業からの寄附も受けることができないという制度。闇雲に企業に寄附をお願いするわけにもいかず、現実的には、一部の市町村を除き、全国的にも制度の活用が進んでいない。現在、町のホームページ、また、内閣府のホームページにて、周知を行っているが、今後も可能な範囲で周知を行いたいとの答弁がありました。

以上で、歳入についての質疑を終結しました。

続いて、一般会計歳出、決算事項別明細書の歳出について審査に入りました。

まず、最初に5款、議会費の質疑に入りましたが、質疑はなく、10款、総務費の質疑に入りました。

大学生等通学定期券購入助成金で大阪、京都まで通学ができない。下宿生までを対象に広げないのかとの質疑があり、まずは、鉄道の利用促進だが、将来的な定住につなげていこうというのが、大きな目的。専門学校とか、近隣で資格を取得することができるので、主なターゲットとしている。今後、どういう就職先を選ばれたかとか、どこに住んでいるのかを検証したいとの答弁がありました。

また、地域づくりセンター長の報酬がずっと変わっていない。また、センター長だけでなく、3役の報酬は考えられないかとの質疑があり、センター長の報酬は、特別交付税措置が一部されていた。集落支援員という国の制度で、町の非常勤特別職という形で認められていたが、来年度からは、充てられない解釈になった。制度を持続していくため、町の財政的にも課題があり、位置づけや役割は変わらないが、雇用の仕方を検討しなくてはいけないので、センター長さんと話をし、理解をいただくという段階。また、副センター長や補佐する役割の方をつくっている協議会もある。報酬を払うことは、不可能ではないが、目安を示しながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、自治体によっては、地域おこし協力隊が 50 名、60 名というところもあるが、13 の地域づくり協議会に属するということは可能かとの質疑があり、財源は充当されているが、あくまで特別交付税という形で補助金のように明確に入ってくるわけではない。本町の規模からすると、40 名も 50 名も任用するのは、現実的ではない。3 年間という期限付きで募集する際には、ある程度の出口をお見せできないと、あまりにも無責任すぎる。13 の地域づくり協議会で活躍いただくことは、制度上は不可能ではないが、3 年後に地域で、出口としてお見せできる状態にないとの答弁がありました。

次に、15 款、民生費の質疑に入りました。

笹ヶ丘ドームの工事請負費の内容は。また、稼働率はこの質疑があり、笹ヶ丘ドーム正面の電動シャッター 2 枚の更新工事。今回更新したシャッター以外にも年数がたっていて、いつ故障してもおかしくない状況。ドームの稼働率は、コロナ禍前は、ゲートボール、グラウンドゴルフで、年間 30 回、40 回、使われていたが、この 2、3 年間は年間 10 何回と、非常に稼働率自体は減っている状況との答弁がありました。

また、保育園の学級担任とかは、正規の保育士さんが担当されているのかとの質疑があり、担任は、園児の指導計画もつけないといけない。見守る上で責任を持たないといけないので、そういったポジションには必ず正規職を配置している。保育士を募集するが、定員割れをすることが、まれにある。これからも募集はしていくとの答弁がありました。

続いて、20 款、衛生費の質疑に入りました。

在宅訪問診療で、当初予算では 15 人の予定が、結果的に 3 件の利用となっている。なぜ、減少したのかとの質疑があり、4 年度は 3 件あり、要介護者の方だった。訪問診療を歯科医師会に依頼して、継続的な歯科診療または訪問を担当した歯科医師に訪問診療の補助金 1 件 2 万円を助成している。これ以外はなかったと思っている。また、かかりつけの歯科医師がおられる方は、家族等が介助して、歯科医院で受診されていると聞いているとの答弁がありました。

また、不妊治療は、令和 4 年 4 月から国で保険適用になったと思うが、不妊治療支援補助金について、令和 3 年に 4 件と聞いたと思うが、令和 4 年度は 1 件減っている。保険適用になったことで、補助金が必要なくなったからかとの質疑があり、今までの不妊治療は、3 年度に開始された方が 4 年度に申請するという事で残っていたが、その分は 3 名の方が申請された。保険適用後の申請はない。5 年度から実施している妊活応援金を利用していただく予定だが、今のところ不妊治療をしているとは聞いていないとの答弁がありました。

次に、25 款、農林水産業費の質疑に入りました。

中山間直接支払い制度は、条件不利地の耕作者のために支援をしているが、平成 12 年頃からそのまま残っている面積もあると思う。少しでも集落の励みにするため、再度面積を再測できないかとの質疑があり、対象の区域は、地元の皆さんで決めていただくが、目いっぱい区域を取っていると思う。ただ、まれに編入漏れもあり拡大するところもある。5 年ごとに見直すので、その時に、地元で対象区域をもう一度話し合ってもらい、できるだけ多くの農地を保全していただきたいと思うとの答弁がありました。

また、猟期中に捕獲されたら補助対象にならないのかとの質疑に、シカ緊急捕獲拡大事業負担金がある。猟期中は鹿の駆除に対してのみ補助金が交付される。この事業の対応は県で行っていて、前年度の捕獲頭数に応じて、翌年度に市町に請求が来る。令和 3 年度捕獲頭数は 1,844 頭との答弁がありました。

続いて、30 款、商工費の質疑に入りました。

新規起業・創業支援事業の 6 件で、起業後の事業運営は順調なのか。確認等はしているのかとの質疑があり、商工会が相談を受け、経営に対する助言を行うなど、手厚くフォロー

一をしている。経営状況は事業者により差があるが、SNSなどの情報発信により新規顧客を確保するなど、それぞれの事業にあわせて取り組んでいる。今後も国や県の施策を活用した販路拡大の支援、提案、専門家の派遣などを行いながら、商工会、経済団体等と協力して、事業継続、事業承継の制度を活用していきたいとの答弁がありました。

また、平福の駐車場整備で、その内容と現状はとの質疑があり、令和4年度は土地の購入を予定していたが、土地の所有者が税制面の優遇措置を受けるためには、土地収用法の適用が必要となってくる。そのため県と事前協議が必要になるが、時間を要したため、令和4年度中の購入が難しかった。令和5年度に入り、購入に向けて、県と詳細を詰めているが、年内に事業認定を受け、年度内に用地買収ができるよう進めているとの答弁がありました。

続いて、35款、土木費の質疑に入りました。

この冬、雪が多く、地元集落の皆さんが自主的に機械を出して除雪するなど大変だった。融雪剤等を十分に備えるべきだと思うが、次の冬の体制はどうかとの質疑があり、融雪剤の使用期限はないが、袋に穴が開いたり、古くなると湿気に弱く固着してしまう。昨年、町内に配布した融雪剤は、3月下旬に回収したが、181袋中33袋は固まって使えない状態だった。使用可能な分は、倉庫に保管して、この冬使う。必要な分は購入するとの答弁がありました。

また、町道の草刈りは、町でしてほしいとの声があるが、どのくらいしているのかとの質疑があり、自治会長から要望があり、可能な限り対応している。シルバー人材センターへの委託は、総延長が23.3キロ。緑地帯の4か所。各自治会に委託しているのが65キロで、これは町の施工となっている。町内のボランティアグループ等への委託は、緑地帯等を8か所お願いしている。町道の総延長は693キロあり、約13%実施している。ただし、それ以外にも、緊急的なところは職員でやっている箇所も何か所があるが、測っていないとの答弁がありました。

次に、40款、消防費の質疑に入りました。

自主防災組織資機材購入費9件の内容はどうなっているのかとの質疑があり、自主防災組織活動補助金で、2分の1を補助しているが、自主防災組織の9団体にヘルメット、消火器、車椅子、発電機、ヘッドライトなどを購入し、15万円を上限として補助しているとの答弁がありました。

次に、45款、教育費の質疑に入りました。

給食無償化も全国の自治体で増えている。本町で率先して無償化に踏み出すというのは、子育て支援にとっても大事だと思うがとの質疑がありました。食育は、学校教育ですべきものと、家庭教育ですべきものがある。保護者の方にも一端を担ってもらうためには、一部でも負担をしてもらうのが筋だと思う。軽減することは賛成だが、無償化は、教育に関する一環であるとするならば国が全部するべきことで、市町によって不公平が出るのはおかしいとの答弁がありました。

また、スポーツ公園施設整備費で、いこいの広場改修は、補正額がかなり大きい。当初予算化できなかった理由はとの質疑があり、南光スポーツ公園の野球場の照明で、当初、何個か球切れ交換するという案件だった。調査により、照明施設そのものが年数もたっていて、全体的な整備をする時期に入っている。また、公共施設の省エネ、環境対策としてLED化を行ったとの答弁がありました。

続いて、50款、災害復旧費、55款、公債費、60款、諸支出金、80款、予備費の質疑はありませんでした。

以上で、歳出についての質疑を終結しました。

次に、その他関連資料の質疑に入りました。

公債費の状況で、166 億円余りの未償還額になっているが、全体としてはどうなのかという質疑があり、町としては、できるだけ有利な起債を使って事業を行っていくということで、合併特例債については 95%の充当率で借りたものに対して 70%が、交付税算入がある。償還率の悪いものは繰上償還を行って、大部分が有利な交付税算入がある起債になっているとの答弁がありました。

以上をもって、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結しました。

続いて、討論に入り、まず、原案に反対の討論があり、続いて、賛成討論がありました。

採決に入り、挙手多数で、認定第 1 号、令和 4 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 2 号、令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の歳入について、質疑を行いました。

FIT から FIP への転換など検討しているのかとの質疑に、現時点で具体的な検討はしていないが、この 20 年間は、国の固定価格買取制度、FIT 制度で売電するのが一番安定的だと考えている。もうしばらく先には検討する時期が来ると考えているとの答弁がありました。

また、太陽光発電で得た収益で農園事業も運営していたが、LLP 全体の経営状況はどの質疑があり、LLP の経営状態は、太陽光の売上のおかげで、安定的に運営が行われている。毎年度、LLP の口座の残高が 2 億円を下回らない程度に留保をしている。その中で、その年度の財政状況を見ながら配当金を決定をしている。まなび舎農園は、一旦、休止の方向で検討している。この農園の建設に当たって、借入金を行っている。今回、休止するに当たり、今年度中に、この農園の建設部分にかかる借入金は、特別損失を計上して、事前に償還する計画。それを行っても、従来どおりの 2,500 万円の配当が可能と試算をしているとの答弁がありました。

続いて、歳出についての質疑に入りました。

この収益は、子育て支援以外に何か使っているのかとの質疑があり、繰出金の活用には、子育て支援券の配布以外には、大学生等通学定期券の購入助成、林業振興に関わる公有財産の購入費。また、合併振興基金の積戻しに活用しているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結しました。

採決に入り、挙手全員で、認定第 2 号、令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第 3 号、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入りました。

まず、歳入の質疑では、不納欠損約 526 万円。収入未済額約 3,077 万円の内容は。また、短期被保険者証、資格証明書などの交付実態はどの質疑があり、不納欠損 14 名で、無収入の人、生活保護受給者、破産された人、行方不明者、本人死亡により遺族が相続放棄など。収入未済額については、滞納繰越分は 71 名。現年度分は 72 名の方が滞納。短期被保険者証、資格証明書などの交付実態は、令和 5 年 7 月 31 日の保険証の更新時点では、短期被保険者証が 55 世帯。資格証明書が 4 世帯との答弁がありました。

また、短期証、資格証はどのように対応しているのかとの質疑に、短期被保険者証の 55 世帯のうち、高校生以下の子供がいる世帯が 7 世帯。通常は、短期証は有効期限が 6 カ月なので、窓口に来てもらい納税折衝など、ご相談を受けながら渡すが、子供さんがいる世帯は、短期被保険者証と福祉医療の受給者証は、郵送している。資格証の 4 世帯は、納税折衝にも応じられない人、納付の意思が認められない人については発行しているとの答弁がありました。

続いて、歳出についての質疑をに入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、反対、賛成の討論がありました。

採決に入り、挙手多数で、認定第3号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第4号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、まず、歳入の質疑に入りましたが、質疑はなく終結し、歳出の質疑に入りました。

通信運搬費郵便料で、前年度180万円程度増加している要因はとの質疑があり、令和4年10月から後期高齢者医療の一部負担金が1割から2割に制度が変わったので、その周知の郵便を送るために増えたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論、賛成討論がありました。

採決に入り、挙手多数で、認定第4号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第5号、令和4年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入りました。

滞納者の中に介護が必要な方はいるのか。必要なサービスは受けられているのかとの質疑があり、第1号被保険者は、保険料の滞納が納期から1年を過ぎると給付の償還払い化。1年6カ月を過ぎると給付の一時差し止め、差し止め額から滞納保険料の控除といった措置が講じられる。滞納者は63人、うち、サービス利用者は3人。3人のうち、生活保護者が2人。3人とも滞納発生が令和4年度中で、1年を経過していないので、保険給付の制限はしていない。滞納がある人は、保険給付の制限があるというお知らせを随時行っているとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出の質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、原案に反対、賛成討論がありました。

採決に入り、挙手多数で、認定第5号、令和4年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第6号、令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、歳入についての質疑に入りました。

滞納繰越分の内容はとの質疑があり、令和4年度の徴収率は33.47%で、前年度より10.84%増加している。収入未済額は約157万円減少して523万円余り。滞納者数は42名で、前年度より17名減少。うち、死亡者4名で、相続放棄が2名、連絡先不明が2名。この4名については、徴収は困難。残り38名は本人が納めている。不納欠損は7名で約12万円。5名は住所不明で、2名は本人死亡で、相続人連絡不明。10万円以上の滞納者は18名との答弁がありました。

続いて、歳出の質疑に入りましたが、質疑はなく質疑を終結しました。

討論に入り、討論なく、採決に入り、全員挙手で、認定第6号、令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第7号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑に入りましたが、歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結しました。

続いて、討論に入りますが、討論なく、採決に入り、挙手全員で、認定第7号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第8号、令和4年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、歳入の質疑に入りましたが、質疑なく、歳出についての質疑に入りました。

家が離れたところは、下水でなく合併浄化槽にすると聞いたがどうかとの質疑があり、公共下水には種類があり、特定環境、農集、合併浄化槽とある。遠く離れたような地域は、

全て合併浄化槽の地域になっていると思うとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

挙手全員で、認定第8号、令和4年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第9号、令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入りました。

まず、歳入では、近隣の上郡町とか周知するべきではとの質疑があり、今後、検討するとの答弁がありました。

歳出の質疑に入りましたが、質疑はなく質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論なく、採決に入りました。

挙手全員で、認定第9号、令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の歳入の質疑に入りました。

人員配置で責任者の定年が近い。経営面では、経験が必要だと思うが、次に、責任を持って運営する人は、現在ナンバー2的な人か。外部人材を登用すべきなのかなどなど、中長期的に、どう考えるのかとの質疑があり、外部人材の登用については、例えば、ホテルなど経験者の方に来てもらい運営をしてもらうのが一番理想だが、心当たりがなく、外部人材の登用は考えていない。現在の職員の中から適任者を、できるだけ早く配置し、現在の職員の方のノウハウを引き継いで、経営健全化に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

続いて、歳出の質疑に入りましたが、質疑はなく終結しました。

討論に入りましたが討論はなく、採決に入りました。

挙手全員で、認定第10号、令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第11号、令和4年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入りましたが、歳入歳出ともに質疑はなく質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論もなく、採決に入りました。

挙手全員で、認定第11号、令和4年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第12号、令和4年度佐用町水道事業会計決算の認定についての質疑に入りましたが、歳入歳出ともに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論もなく、採決に入りました。

挙手全員で、認定第12号、令和4年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

以上をもって、決算特別委員会に審査を付託されました案件の概要報告といたしますが、詳細な委員会の議事録は事務局にありますので、ご閲覧ください。

以上で、委員会報告を終わります。

議長（小林裕和君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結していますので、認定第1号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、認定第1号、令和4年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 1 号、令和 4 年度佐用町一般会計決算認定に反対の立場で討論を行います。

令和 4 年度は、令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症大流行に伴う対策として、主に国の交付金で対策が行われてまいりました。

当決算の問題は、第 1 に公債費の繰上償還です。地方債の発行は、必要な事業に対し、将来の住民も負担を負うもので、一般家庭でいう子や孫に借金を残すという性格のものではありません。繰上償還は、現在の住民に負担を求めるものであり、公債費の繰上償還はやめるべきです。

基金は、ある程度、残しておくべきとの意見もありますが、佐用の基金残高は、令和 4 年度は、昨年より、さらに 2 億 4,000 万円積み増しし、約 114 億 4,000 万円になりました。積み増しした基金は、若者定住や子育て支援、高齢者施策など、今の住民が求めている事業への財源として有効に活用すべきでした。

子育て支援では、保育料の第 1 子からの完全無料化です。令和 4 年度では、約 800 万円を実現できました。県下で本町だけが取り組んでいる小中学校児童生徒への副教材費相当の商品券の支給は、町内業者への売り上げ増の効果は限定的で経費も手間もかかります。直接、町が副教材費はみるべきでした。

学校給食費の無償化をすべきでした。佐用町では約 3,000 万円あれば無償化できました。給食は、教育が学校教育法の位置づけで義務教育は無償という原則の立場で無償にする自治体が全国で増えてきています。

保育士の正職員化、保育の質的、資質向上など、職員の職業意識の向上にとって重要です。同一労働同一賃金の観点からも保育士の正職員化を図るべきでした。

今年度から始まった大学生通学定期券購入は、当初予算の約 3 割弱の利用にとどまりました。重い教育費負担を軽減するために町独自の奨学金制度が求められています。

高齢者施策では、兵庫県をはじめ、養父市、稲美町、相生市など、県下で現在のところ 8 か所以上で実施されている加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設が求められます。

町営の歯科保健センターを廃止し、在宅訪問歯科診療に補助をするという施策は、本年度 3 件の利用にとどまり、町民の口腔ケアのため 8020 運動を推進し、住民の教育を、健康を守る自治体の役割を大きく後退させました。

政府のデジタル化への追従も問題です。

国は、マイナンバーを税金、年金、健康保険のみならず、預金口座、国家資格、運転免許証などとひもづけ、拡大を検討しています。デジタル化による利便性の向上という面だけでなく、個人情報漏洩、企業による個人情報の利用など、マイナンバー制度は監視、管理社会に向かうものであることを町民に情報提供すべきでした。

文化、スポーツの発展、健康増進を支援するためにも、町民の公共施設使用は免除すべきでした。

続いて、農業について、小規模の農家を支援し、さらに農産、特産品の育成の強化が必要です。生産者、JA、県農業改良普及センターとともに協力し、国、県の施策追随にとどまらない放棄田対策やひまわり栽培など、現状を分析し、実効性のある農業振興への取組が必要でした。

商工業では、商工振興の業務は、商工会任せでなく、町の施策として位置づけ、商工業

者の状況、問題点を町が把握し、商工業振興基本条例を生かした抜本的な商工業者への支援が必要でした。本町は少子高齢化、過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりが、一番、一層大切になってきています。

地域、産業の振興、教育・文化の発展と、安心して暮らせる福祉、健康づくりの充実にとって不十分な決算であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（小林裕和君） 次は、賛成討論の方は、ありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 令和4年度一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論をいたします。

本決算審議については、議会が既に決定した当初予算、そして、補正予算が適正かつ効率的、そして、その目的に沿って執行されているかどうかを決算特別委員会に付託され、慎重に審議をしたものであります。

監査委員の決算意見書にもありますように、安心して暮らせる住みよいまちづくりや、少子化が進んでいく中で、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実、産業や観光の振興など、各分野において、町民の生活に結びつくきめ細やかな予算が適正に執行されております。

ここ数年のコロナ禍では、新型コロナウイルス感染症対策も町長を筆頭に担当課の職員等でのワクチン接種に貢献していただき、令和4年度も地方創生臨時交付金を有効に活用し、感染拡大防止に努められたのはもちろんのこと、子育て世代、農業、商工業者、医療機関等への積極的な支援をされております。

また、人口減少に対応するための効率化にも対応され、より正確で迅速な情報提供ができるよう、令和4年4月に新設された情報政策課は、最新のIT情報機器を取り入れ、情報発信が行われて、中長期的な行政情報を住民に提供していただきました。

そして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰入金については、被保険者の保険料軽減や、それぞれの事業の安定運営を行っていくための必要な措置として、的確に行われています。

人口減少が続いていく中で、財政状況は、さらに厳しくなる中で、住民の目線に立った行政サービスが求められ、より一層の補助金等の交付や施策の検証や見直しが必要かとは思われますが、令和4年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、堅実かつ安定した施策実施と財政運営がなされており、賛成の討論といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和4年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 認定第3号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計決算認定の反対の立場から討論を行います。

国保会計は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、町は所得総額や被保険者数、世帯数の割合に応じて納付金を負担することになっています。

国が、令和4年度から就学前の子供の均等割に補助をしましたが、不十分です。18歳までの均等割を廃止し、保険料を引き下げる制度の拡充を求めるべきです。

また、町独自で行っている高校生までの子供の医療費無料化制度に対し、国はペナルティーをかけてきています。今年度、令和4年度では約960万円となっています。保険証の交付は町の責任です。しかし、窓口で一旦、10割負担する資格証が4世帯。6カ月短期保険証交付は55世帯。そのうち、高校生以下がいる世帯が7世帯あることが、委員会で明らかになっています。払える保険税にするためには、国庫負担の抜本的な増額による保険料の引き下げ、均等割の廃止など、制度の見直しが必要です。

また、町が一般会計からの繰入れで被保険者の負担軽減に取り組むべきであったことを指摘して反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4番（高見寛治君） 認定第3号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、持続可能な国民健康保険事業を目指し、県が財政運営の責任主体となり、町は納付金を納める制度となっています。

本町の令和4年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入21億1,587万7,000円。歳出21億480万7,000円で、実質収支を1,107万円の黒字で結んでおります。

一方、保険税の収納率向上対策として、コンビニ納付や宍粟市との連携による併任徴収などの努力の結果、収入未済額は現年分、滞納繰越分を合計すると3,077万1,000円で、前年度から約820万円減少しており、一定の評価ができます。

今後も創意工夫と納入者への意識づけと分納誓約の推進等、粘り強い徴収に取り組んでいただきたいと思います。

また、一般会計から1億6,306万4,000円の繰入れを行い、被保険者の皆さんが安心して給付を受けることができるよう、安定的に運営をされております。

国民健康保険制度は被用者保険と比較して、年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題があります。今後も厳しい財政状況が予想されることから、財政運営の責任主体である兵庫県とともに医療費の適正化及び町民の健康づくりに向けた取組に、より一層の努力をお願いするものであります。

以上を踏まえ、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 認定第4号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保等とは別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別を押しつける制度となっています。

2008年の制度導入以来、保険料は見直しのたびに、連続して引き上げられています。また、その間、高齢者の年金等は減らされ、また、この間のコロナやウクライナ戦争等の影響などで、あらゆる物価も高騰しています。高齢者の生活は、ほとんどの方が年金収入しかなく、国保や介護保険料、後期高齢者医療の負担増は生活を直撃し、高齢者が必要な医

療を受ける機会の確保が困難となっています。

減らされ続けている高齢者医療の国庫負担の復元を国に求めること、保険料や窓口負担の軽減こそが必要であったことを指摘し、反対の討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 認定第 4 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、若い世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、保険制度を維持していく、支え合いの仕組みです。

町では、高齢化が進み医療費が増えていく中、兵庫県後期高齢者医療広域連合に運営を一元化しています。歳出では、その広域連合への納付金がほとんどです。本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられる制度の維持のために努力をされております。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 4 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 5 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 5 号、令和 4 年度介護保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

介護保険制度は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度として、2000 年にスタートし、政府は、その目的を家族介護から社会で支える介護へとしてきました。施設入所者の負担増、利用料の 2 割負担の導入、軽度の方のサービス利用が制限される一方で、国庫負担を削減し国の責任を後退させてきたのが事実です。

介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん、現役世代によっても重大な不安要因になっています。

介護保険料は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに、介護保険料・利用料負担に跳ね返るという根本矛盾を抱えています。保険料や利用料の高騰を抑えながら制度の充実、基盤の充実を図って、持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。

誰もが安心して介護が受けられるように、国庫負担の増額を強く国に求めるとともに、真に実効ある保険料の減免制度と介護サービスの利用料軽減制度、また、低年金の人が介護状態になった時、最後まで入居できる特別養護老人ホームの基盤整備などの努力を強く求めるものです。

以上、指摘して、介護保険特別会計決算認定に反対とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 認定第 5 号、令和 4 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論します。

年々少子高齢化が進み、ますます介護が必要となる人が増える中で、少ない費用でも介護サービスが受けられるように社会全体で支えていくための大切な事業です。

令和 4 年度決算において、町の一般会計から 4 億 3,914 万円の繰入れをされ、安心したサービスを受けられることができています。1 号被保険者は所得に応じた保険料が徴収され、低所得者に対しての軽減制度は充実しており、保険料と公費、利用負担額を組み合わせることで制度の持続可能性を高め、全体に配慮された会計となっています。

したがって、令和 4 年度介護保険特別会計決算は適切であり賛成とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 5 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 6 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和4年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 9 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 10 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 10 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 10 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 13. 議案第 55 号 町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13、議案第 55 号、町有財産の無償貸付けについて、旧利神小学校跡地を議題とします。

提案に対する当局の説明は、9 月 22 日に終了していますので、質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第 55 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 一般質問等でもお聞きをしておりますけれども、この旧利神小学校跡の無償貸付けについて、この無償貸付けと、それから、事業目的というのは、表裏一体だというふうに思うんですけれども、6 月 22 日の利神体育館での説明会でも言われた方がありました。

この利神小学校の合併当時の苦勞の件をお話をされた方があったというふうに思うんですけれども、町長も、当時、いろんな御苦勞をされたというふうに思うんですけれども、今回の件については、説明会が 1 回だけということで、せめて、例えば、利神校区の、例えば、海内でも横坂でも、金近でも、やはり説明会というのが、丁寧な説明会というのが、合併当時、統合当時には、そういうことがされたというふうに思うんですけれども、先ほど言いました、利神校区の各地での説明会、あるいは、町有林という話が出ておりますので、そのことを踏まえるなら、例えば、上月地域でも、三日月地域でも、大半の方は、実は、この町有林にユーカーを植えるということについては、ご存じない方が大半ですので、やっぱり、そのことについては、触れていく。丁寧な説明を行っていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

で、あと、この丁寧な説明という点では、明日、森林組合の総代会でしたか、予定をされておりますので、町長、ご出席、当然なると思いますので、そこでは、説明とか、皆さんの疑問、質問に答えていくというようなことはされるのかどうか、ちょっと、その点も、お聞きしたいなというふうに思います。

それから、今度、実際に、今度、試験栽培というか、今は、試験栽培をしているんですけれども、今度、実際に、町有林に植えていくと、それは、最初に植えるところというのが、実は、もう予定として決まっているのか。決まっていたら、そのあたりも教えていただきたいし、その実際に決まっているところがあれば、そこへの説明会というのは、あるのかなのか、これ絶対やっていただきたいなというふうに思うんですけれども、まず、その点、ちょっと、お聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員からの、いろんな一般質問もあり、ほかの議員からの皆さんからの質問にもお答えをしてきた中で、利神小学校の今回、議案としては、これを、ど

う活用していくか、学校が廃校という形になった後、この学校、施設跡地を活用していくかということです。

それについてと、また、その事業の中の1つの柱としてやっていく、これから進めて行く、その事業者、ジャパンインベストメントアドバイザーさんのほうの事業としてのユーカー等への栽培も行い、新たなエネルギー、こういう循環、バイオエネルギーの事業に将来的にも取り組んでいこうということ、この2つを一緒にして、全く、事業として、これから試験栽培をしながら取り組んでいこうということと、まずは、貸付けをするかということ、この件が一緒になってしまっておりますので、説明をしても、なかなか、将来どうなるんだ。それが、どういうふうな見込みがあるんだというところまでは、分からない。その点については、理解が足りないとかというようなことは言われるんだと思いますけども、ただ、利神小学校については、今、廣利議員も言われたように、当時の旧佐用町において、4小学校の統合ということで、新しい学校としてつくった学校であります。ですから、この件については、各それぞれの地域、自治会長さん、まず、地域づくり協議会の各校区ごとのセンター長、皆さん方に説明を、担当のほうも、ずっとしてきて、この跡地、誰も活用が、なかなかできない。そういう申出がない。地域としても、当時の利神小学校を統合した時には、石井小学校にしても、海内小学校にしても、平福小学校にしても、跡地を活用するという、これも含めた統合としてやってきました。地域の方々も、その後を、今のような形で、自分たちもお金を出し合って、会社もつくって、経営もして、そういうことまで含めて取り組んだ時代でした。

しかし、今回の学校というのは、ほかの地域、全ての地域において、これをみんなで地域の方々に参加をして、この学校を活用していくということではできないという、その結論、結果を持って、町は、利用者を公募したわけですから、その中で2回、3回して、やっと現在の応募者があって、その方に貸し付けるということでもあります。

その件について、廣利議員は、全てのところに説明すべきじゃないかと言われますけれども、当然、6月22日には皆さん来ておられました。

それに加えて、先ほど言いましたように、それ以前に各そうした自治会長の皆さんや役員の方々には、それぞれ、町としても説明をしてきたわけです。ですから、その後、私も、ほかのそれぞれの地域の方々とも何回も顔を合わせます。自治会長にもお会いします。センター長にもお会いします。その方々から、何ら説明ができていないとか、この件がおかしい。疑問がある。これを、もっと説明してくれというような要請はありません。

それは、廣利議員が、ほかの方が、一部、そういう方が、まだ、足りないんじゃないかと言われてはいますが、じゃあ、どこまで、そういう説明をすれば、それで満足ができるのか。少なくとも、町の行政として、これまでの学校の跡地等の活用についても、全て、そういう形で皆さん方に、地域の行政として自治会長や、また、センター長、そういう方々との話の説明会の中で、とりあえず、まずは、そういう跡地の活用業者を決定して、そして、無償貸付け、これも期限付きです。少なくとも期限付きの中で、やってみないと分からない。実際には、そういう中で、もうできないから、後返しますというようなところも出て来ていますしね、逆に、町としても、それは、当然、何も自由に使ってくださりだけの話ではない。いろんな問題については、全て、やっぱり町としても、そういう方々と協議をしながら活用をしていただくわけですから、これ以上の説明は、私は、何もする必要はない。地域からも、そういう声は聞いていません。

長谷においても、各、今言われた金近とか、奥長谷とか、そういうところ言われましたけれども、その自治会長とも顔を合わせても、そういうことをしていただきたいという要請は全くありません。

だから、十分これは、話は皆さん方に、そういう件については、まずは、貸し付けたら

いいじゃないかと。自分たちが使えないんだから。その件は、理解をいただいているというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あと、そのユーカリということについて、皆さんが分からない。疑問があるということですが、少なくとも、この事業については、東京農工大学という学校が学術的にも、ちゃんと研究をしながら取り組もうということなんです。

実際、私も、一般質問の時にも申し上げましたけども、山林、山の管理とか、そういうことについては、長年、経験も十分やってきました。今の現在の山林、山の状況がどういう状況になっているのかも分かって、だから、このままでは放置できないということで、何らかの対策をしなければいけないという思いの中で、こうした大学の研究も一緒になって、産学で取り組もうということなんです。

その大学の先生方が、ユーカリが特別に、ほかの樹木と比べて、大きな環境に悪い影響を及ぼすということは、絶対ありませんと言われております。

誰の言うことを信用されるのか、全く、そういう研究もされていない方が、感覚的に外来種だから、それはおかしい駄目なんだというような結論を出される。それは、私は、本当に正しい判断なのか。

この研究も、我が佐用町だけではありません。全国で、今、8か所、その研究、実証実験を進められております。関東においても、茂木町とか秩父、埼玉県の方でもやられております。この西日本においても、私とも含めて、四国、宇和島とか、久万高原、そして、島根県の浜田、こういうところも、同じように、今、実証実験として進められているわけです。その件については、廣利議員も、先般、浜田まで行かれて、見られたということなんです。

その時に、廣利議員も質問されて、その後、担当の方から、話が、私のほうにも報告がありましたけれども、地域の人に説明がされているのかとか、議会で説明がされているのかと、それぞれ向こうのほうの考え方としては、今、実証実験をやっている話じゃないかと、それを、今の段階で、そんな説明する必要性はないというふうなことが、話されたというふうには聞いております。

ですから、そういう、その7か所、佐用町を除く7か所において、こういうユーカリが問題になって、それが駄目だと、反対だとかと言われるようなところは、全くないわけです。

しかも学校の学部長、また、担当の教授、そうした研究者が、しっかりと、やっぱり、それは、現段階においては、そういう問題はない。しかも、実際に植えて、それが、その土地に合うかどうか、育つかどうかということについては、これから見なきゃ分からない。どういうものが合うのかどうか。その実証実験をやっておられるわけです。

それを、誰が判断、私は、やっぱり、そういう学術的、科学的な判断を持って、やっぱり、ちゃんと判断すべきだと思うんですね。

だから、それに問題があると言われる方については、少なくとも、先般も、そうした東京農工大と先生方と一緒に交えたリモートによる質問に対しては、先生方にも答えていただいておりますし、来週には、来週6日の日に、学部長、また、担当の教授の方が、佐用町にも来られます。そういう方々の、私は、言葉を信用して進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、森林組合の総代会に言うのか。総代会に言うかどうか、そんなことまで、廣利議員に報告をする必要性はないと思っているんですけども、これは、森林組合の総代会ですから、少なくとも、私は、山林の町有化とか、今やっている状況、それは、森林組合として、皆さんにもお知らせをするし、それから、これまでの質問の中にもありましたように、一々、一つ一つ、まだ、結果は出ていません。私も、まだ、実際にユーカリというも

のが、今後、どんなに大きく実際に、5年、10年で大きくなっていくのか、どういうものかというのが分かりません。

だから、今、ただ、分かっていることについては、こういうことを取り組みますということは、当然、山を持っておられる方々が総代になっておられるわけですから、その方たちには、当然、そういう機会を通して話はさせていただく予定にしております。以上。

議長（小林裕和君） はい、ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町長が、先ほど、お答えしていただいた6月22日、住民説明会の後、私どもも、住民の方が非常に興味があるということで、関係する住民の方の声をお聞きしましたところ、町長には言いにくいんでしょうけど、説明会の内容は、あまりよく分からなかったというのが大半の方の感想でした。

また、その後も、里山環境を考える住民有志の方や千種川研究所、横山さん。神戸大学名誉教授の竹田真木生先生などから、書面でもってユウカリに関する心配の声をお聞きしています。町長のところまでは、行っていないのかどうか。

私どもは住民の声を聞いて、町政に反映するというのが仕事ですから、そういった声が聞かれる中で、9月議会で、このよく分からないまま、表裏一体である貸付けについて、判断を求められるということについては、非常に困惑しております。

ですから、なぜ、そこまで結論を急ぐ必要があるのか。まず、その、いろいろ疑問なことについては、いわゆる地域の代表の方からは、何も聞いていないとおっしゃっておりますが、いわゆる専門の方からも、いろんな不安の声を聞いているわけだから、町としては、それを受け止めて、きちんと応えていく、これが行政の、私は、大事なトップとしての判断だと思いますので、そういう点では、この議案について、どこまで、どこまで急がねばならない理由をお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ここまで、長く皆さんの、いろんな意見も聞かせていただく時間を取ったわけです。

通常なら、この案件については、これまでの学校跡地、それぞれの活用、その議決をいただくのについては、もう1年前に、もうそれは終わっている話です。

しかし、皆さん方からも、こうした後の、これだけの大きな企業が来て、いろんな、これから、今後、この活用していただくことについて、いろいろと企業側としても、まだまだ、当初から、どういうことからスタートするのか、そういうことが、まだ、十分に整理がされていないということで、これまで、延び延びになってきました。

ですから、決して、急いでいるわけじゃない。非常に遅いんですよ。

一方では、私どもは、やはり今後の山の植林、今の状況を見て、再生林をし、再生をしていくために、何らかの、やっぱり対策をしなきゃいけない。そのため、東京農工大と、既に、実証実験、ほかの全国のほか7つと同じように、そういう実験をしていただい

るわけです。

それに対して、やっぱり、そうした企業が、それに対するお金が要るわけですね。そうしたお金を、しっかりと、やっぱり財政的に支援をしていただく、産学共同というのは、やっぱり産、企業としての、やっぱり予算、お金を出していただくという、このことがないと、研究は続けられないわけです。

だから、そのためには、もう早く、今の段階で、これを延ばしてするんだったら、これが続けられない、そういう段階に来ているんじゃないかと、私は、思っています。だから、ほかで、もうやりますよと。ほかの7か所にも、そういう事業をやられているわけですからね。そうなった時に、この利神小学校、誰がこれを活用してくれるのか。誰が管理するのか。地元が、ちゃんと、しっかりと管理してくれるのか。地元の負担でやっていただけなのか。そういうことまで、実際には、なっていく可能性もあるわけですから、私は、別に早くない。今の段階としては、ある意味では遅いかもしれませんが、今が1つの最後の提案ということで、私は、この今回の議案として出させていただいておりますので。

それから、ほかの竹田先生や横山先生が、それがユーカリが問題があると言われていると。

先ほど、申しあげましたように、竹田先生も神戸大学の昆虫学の先生、今、名前が出ていた、横山 正さんですね。横山先生も高校での生物の先生だったと思います。その先生も、じゃあ、ユーカリとか山のことについて、どこまでの研究者なのか、東京農工大の学部長やほかの研究者の話と、その先生方の意見と、どちらを信用するのか。どちらが、私は、やっぱり、今の段階において、やはり、私は、科学的、学術的に、ちゃんと、そういう話を聞いて、進めるべきだと思っていますから、その竹田先生が何をもってユーカリに問題があると言われているのか。横山先生が何をもってユーカリを駄目だというふうに言われるのか。それは、分かりません。それだったら、ちゃんと、話を、もっともっと言っていただければいいわけですから。

少なくとも、農工大の先生方は、全く、特別にユーカリのみが、ほかの樹木と違う。環境に悪い影響を及ぼすようなものではありませんということは、断言されて、学術的に言われておりますからね。

だから、私は、そちらのほうの先生のほうが専門だと思っています。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 本件は、町有財産の無償貸付けについての質疑であります。それに沿って、質疑をお願いします。

〔平岡君「沿います。沿います」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町長の今の答弁で、この学校跡地活用、今回、これを逃したら誰が見るんやって、町がみるんでしょう。町の財産ですよ。今の脅迫的な言い方、町民に対して、これが駄目だったら、あんたらどないするんやって言うて、そういう、私、ちょっと、方言出ましたけど、そういう言い方はね、町の責任者としては、あかんですよ。

町長としては、どんなことがあっても、町民の財産は、ちゃんと、自分が管理しますよ。ちゃんとしますよ言うて、ちゃんと言ってもらってから、それで責任を持って対応しますと言われないと、不安になります。

それ、まだ、私、聞いているんですよ。

だから、企業が入る時に、いろんな疑問がありますよ。先ほど、どんなことを言われているのか。私ら書面を見ただけで、本当のこと言って、よう分からんことも、いっぱいあります。ですから、表裏一体の問題について、時間的にないんや。この9月で結論出さないと駄目なんやと言われるけれど、なぜそうなのかな。

今まで、待たれたのに、何で、今でないとかあんのですか。ちょっと、そこも疑問です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、そうして町の行政、責任を負っています。

しかし、これは、皆さん、いつも言われるように、町有、町の公金を使っているじゃないかと。それは、町民皆さん、一人一人が自分たちのお金だと。だから、そうした町が使わなくてもいいお金、町として、負担しなくてもいいことを、私が判断する。それを、幾らでも町の財産なんだから、町が幾らでも、いつまでも、それを、お金をそこに投入をすること自体は、町民に対しての、私は、大きな責任を果たしていない。町民から見れば、それはおかしいじゃないかと、町長は、それは施策として、責任を果たしていないと言われる話なんですよ。

ですから、何回も言っていますけども、利神小学校を統合する時に、ほかの小学校の跡地を活用する。いろんなことをやりました。地域の皆さん方も、一緒になって、これを後を、経営をしようとか、こういうこと事業をやろうということでやりました。今回、そういう話を上げて、自分たちは、もうできないと。地域からは言われたじゃないですか。それを、ほんなら、町が、じゃあなかったら、これを何年も、あの施設をそのまま管理するんですか。それができないから、こういうふうな形で、まずは、民間事業者、企業者に貸付けをして、そして、その中で、町の施策にも合ったこと、一緒になったことを、一緒にやっていただく、このことが町の施策として、やっぱり一番選択すべき判断ではないかなということを行っているわけです。

それを、議員さんも反対だと言われるんだったら、じゃあ、どうするんですかと。反対だ。反対だ。地域も反対だと。じゃあ、後は町がしたらいいんだと。

これでは、お互いに対等の立場ですよ。お互い。

少なくとも、そういう提案があるんだったら、きっちりできることをやって提案をしていただければ、それはまた、そこでの議論をすればいいと思いますけれども。何も、町民の皆さんに、全て負担、責任をかぶせているわけではない。町として、やるべきことはこうなんだと、こうあるべきで、町民の皆さんにも、そのことをお話をしているわけですから。だから、それに対して、何も、ほかの地域の方々、自治会長さん、行政としては、そういう形で進めていますけれども、センター長さん、一部の方を除いて、みんな、それは、それで一旦やってみないと分からんじゃないかということですよ。まずは、誰も分かって、全てのことが分かって賛成だという人は、それは当然、いません。自分自身、私らでも、実際には、これを進めて行かないと分からないことが、いっぱいあるわけですから、その中で、選択として、町にとって、まずいこと、駄目なことは、これは、そこで判断して、軌道修正したり、また、やり方を変えたりすればいいわけですから。まずは、そこにスタートしていかないと、何も話は進まないというふうに思っています。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、山にユーカリをとということで、話が出ておりますけれど、ユーカリと、センダンも成長が早くて、棺桶にも使われておると。

そして、私が聞きたいのは、広葉樹林も自分の背丈ぐらい伸びたら、地下に根を張って、岩石や土砂を食い止めて水を蓄えて、そして、空気の浄化とか、里山やお米、野菜、そして、果樹をつくったりして、大事な役割を果たしております。

ですから、私が、言いたいというのは、ユーカリなりセンダン、それから広葉樹林、酸素の吸収量は、どれが一番よくもつんかということと、それから、

議長（小林裕和君） 岡本議員、本件に対する質疑をしてください。

11 番（岡本義次君） しとんやないか。

議長（小林裕和君） 別の案件の質問になっていきますので、本件に対する…

〔廣利君「表裏一体やんこれは」と呼ぶ〕

11 番（岡本義次君） これ、おんなしこっちゃがな。

議長（小林裕和君） 無償貸付けの件について、質問してください。

11 番（岡本義次君） 議長は何んでも、そうやって止めるけど、それ違うで。そのために、当局を出しとんじゃ。それに対して、分からんことや言いたことを言うのが議会やないかい。あかん。

まあ、それはええとして、それと、このユーカリとか植えていくことによって、ですが、その雇用の場が増えてきて、どう言うんですか、一般の企業なり、そして、森林組合がやるんか分からんけれど、そういうことで、働く場所が出てくると思うんや。それも含めてね。そこらへんの思いとしては、役場はどのように考えていますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 現在の人工林以外の昔からの広葉樹林、自然林と言われる、自然林じゃないですけど、今までずっと手が入ってきたんですけども、そこの状況を見て、一般質問にもありましたように、ナラ枯れが起きたり、いろいろと山自体の中見れば、本当にもう砂漠のようになって、そうした生物の多様性なんていうようなことが言われる、もう全くありません。腐葉土がないし、きのこも生えません。そこには昆虫もいません。そういう状態を、何とか、先ほど言われたように、どんな木でも、下草が生えて、根を張って、山のそうした災害とか、そういうものも防ぐ。

それから、環境面においても、二酸化炭素の吸収、こういうことにも山が自然として、

それを役割を果たしていくということを、少しずつでも、これ改善をしようということを目指しているわけです。

その中で、今、言われた、早生樹というのは、センダンもあります。それから、最近、コウヨウザンとかという、これは針葉樹林ですけれども、そういうものもあります。各市町が、それぞれが、いろんなものを植えて、研究はしております。

佐用町内においても、上月のところで4町か5町ぐらい一気にセンダンを植えるということ、日本海水さんが、これはバイオマス燃料の目的として、これ今年、進められます。

ただ、そういうことをすれば、環境に全く影響がないことはありません。

センダンであつたって、少なくとも、そこへ植えた時には、環境は変わるわけです。

ほかのものを植えてもそうです。

ただ、ユーカリも1つの、そうした新しい樹木として植えて、下草が生えてくれば、新しい自然は、そこに、ちゃんと今まで以上のものはできていくと、私は、思います。

そして、これが、なぜいいか。これは、私は、学問的には、東京農工大の先生方が研究された中で言われることですが、非常にユーカリというのは密度が高い。重量が大きいわけですね。1単位当たりの。ということは、たくさんの二酸化炭素を固定化すると。ほかの木と比べるとね。センダンとか、ほかのもの比べると、非常に二酸化炭素の吸収、その固定化、それが大きい。それによって、今度、燃料にした時に、カロリー、エネルギーも、非常に大きなものになる。そういう意味で、ユーカリというのは、センダンとか、ほかの、そういうものよりかは、優位性があるんだということを、学問的に言われているわけです。それを、私は、それで、そういう研究のもとに言われているんですから、私は、信用したらいいと思うんですよ。

ただ、センダンが、どこにでも生えるかどうかは分からない。全てセンダンにできるわけでもありませんし、今までは、現在あるクヌギやナラとか、そういう、今、山に自然に生えているもの、これも活用は、当然していったらいいわけです。できるわけですから、ですから、そういうことで、何もセンダンだけを取り上げて、これがどうのこうの、環境がどうだという…、えっ、ああ、ユーカリだけを取り上げて言うこと自体が、私は、非常に、全く何か、科学的でも何でもないというような感じがいたします。

それから、雇用についても、少なくとも、こういう事業として取り組むには、本当に人が要ります。ですから、逆に、本当に、人がないから、そういう人手がないから事業が進まないというところ、こういう点についても、新しい、そういう作業、山に入って事業を行う人たちを育てていかないと、これはもう現在においては、機械化がされ、そういう機械の操作とか、そういうものを使って山林事業、こういうことに取り組む人をつくっていかなくちゃいけない。

今回、そのJIAさんも、あの学校を使って、そういう講習をしたり、そういう人を育てることも、両方片方では進めないと、やろうとしても、人がいないとできませんからね、そういうことも1つの事業として考えられているわけですから、当然、そこにある意味では雇用は生まれてくるということだと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 町の施設の無償貸与のことなんで、それについて、お伺いします。

価値あるものを無償で貸与することが、適正なのかどうかということが重要なので議決が必要になっているということだと理解しているんですけども、その中で、無償で貸与するだけの町への価値というものがどのようなもので、それが重要であるというふうに思います。

だからこそ、公募になって、公募された経緯についてもご説明いただきましたし、そして、地域の理解、協力が必要であるということから、説明会が行われているということだと思います。

その中で、町民の皆さんに提供されている情報の格差という観点からお伺いいたします。

地域で配られた説明会の資料なんですね。そういったものを町民の皆様が自由に得られるように提供していたんでしょうか。

また、ホームページ、SNS などもありますし、オンラインで見ることができるようになっていたんでしょうか。そのあたり、お伺いいたします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

この利神小学校の跡地の分につきましては、関係の校区というようなことで、広く、町民の方にお示しするようなホームページでありますとか、そういった SNS での発信のほうはしてございません。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

地域への説明会ということだけでは、やはり、忙しい若い世代とか、そういった、子育てされている方とか、多様な人たちの協力を得たり、理解を得るというのは、なかなか難しいというのは、今までも言われているようなことかなと思うんですけども、町資産、全体の資産となると思うんですけど、これ過去の経緯として、説明会は、なぜ、地域でのみ行われるようになってきているのか、ちょっと、お伺いしてもよろしいでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 特に、これまで、ほかに多数の学校等跡地という言い方していますが、保育園も含めて、その地域のほうに、こういう事業者から応募があって、こういう提案がありましたということ、まずは、地域づくり協議会の代表の方に、該当の地域の地域づくり協議会の代表の方に説明をさせていただいてきております。ずっと、ほかの学校跡地についても。

で、その中で、内容によっては、当然、その地域で説明会を開いてほしいと言われると

ころも、若干ありました。若干というか、もう1つだけです。

それ以外については、地域づくり協議会の代表の方や自治会長さんが集まられている中で、説明をさせていただき、場合によっては、その事業者の方も来ていただいて、説明をいただき、これだったら別にいいじゃないかというようなことで、その代表の方々に決定をされて、もちろん、持ち帰ってお話をされているところもあると思いますけれども、そういう形で、合意が得られたということで、もう進めてくださいということでしてきたわけです。

先ほど言いました1件だけ地域の説明会があったというのは、久崎の日本語学校の、現在、日本語学校になっているところについては、やはり外国人の方がお見えになるということで、そういうことで、やはり、ちょっと不安が、地域のほうにもあるんじゃないかということで、事業者を呼んで説明会をさせていただいたケースはございますので、今回の利神小学校の跡地で、このような説明会をしたのは2回目だったというふうに記憶をしております。

これまでも、特に、そういう、ほかの地域、該当の地域ではないところの地域から、こういう話を聞かせてほしいとかいうような声は、私のほうは1回もお聞きしたことはございませんので、そういうことはしていなかったというだけのことでございます。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 大村議員からの質問は、町有財産、これは、その地域だけのものじゃない。町の大事な財産じゃないかと、だから、町民皆さんに、そういうことの情報発信はすべきだということの趣旨だと思うんですね。

ただ、この経緯というのは、学校というもの、保育園も含めてですけども、長年、地域の、いわゆる、いろんな意味での中心、拠点施設として、特に小学校については、保育園も含めて、一緒に、そこで子供が育ち、また、そこそこの、それぞれの学校の教育の場だけではなく、地域のコミュニティの中心となって役割を果たしてきたと。

地域の皆さん方も小学校等については、以前から、今回の利神小学校は違いますけれども、それまでの旧それぞれの小学校というのは、学校を創設する。歴史が100年とか、100年以上の歴史を、みんな持っていたわけです。学校をつくるという時に、当時は、やっぱり、学校をつくるために、本当に皆さんが財産も出し合い、土地も出し合い、その学校に対する、その思い入れというのは、非常に強いわけですね。ですから、その地域の皆さん方に、学校を廃校になった後、後を、どういうふうに活用するか。どうするかということ、皆さんに、お知らせをして、いろんな意見も聞く、地域の皆さんにも協力いただいて、旧先ほど言った、石井とか海内なんかは、自分たちで活用して、そこに会社をつくったり、そういうことをしていこうということがあったわけですね。

やっぱり、そういう、ほかの公共施設と言っても、文化施設なり、福祉施設、町全体の施設としてつくり、また、活用してきたものとは、学校とか保育園は違うという、その性格があって、地域ごとに、皆さん方に意見を聞いて、そして、その後の活用については、皆さんにお知らせしながら理解をもらってきたという歴史がありますので、だから、町全体にそれをして、ほかの学校の校区以外の人にしてみたら、その学校のことは分からない。その学校特有の歴史というものがありましたから。そういうことで、今回のような、学校跡地に対しての進め方、活用については、進め方をしてきているということをご理解いただきたいと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 先ほどの、ちょっと、質問で、町長のほうの答弁をいただいているので、その点を、ちょっと、まず、もう 1 回お聞きしますけれども、今、約 250 本ほどユーカリが植えられているんですけども、実際に、この後、町有林化したところで植えていくところというのは、決まっているのかどうか。決まっているのかどうかですね。

それで、もし、それが予定としてあるのであれば、そこでの説明会というのは、やる予定はあるのでしょうか。まず、それが、先ほどの質問で抜けておりましたので、ちょっと、お願いしたい。

それから、さっき、平岡議員への答弁ですけども、横山 正先生と、竹田真木生先生ですけども、ユーカリの専門家ではないという話でした。

横山 正先生は、我々以上にオーストラリアに何度も行っておられます。通っておられます。ユーカリの植わっている現地を見て来られました。で、昆虫、あるいは植物に及ぼす影響を見て来られました。その方の今回のいただいた原稿というのは、重みがあるなどというふうに思います。

竹田真木生先生は、確かに昆虫学の先生です。ですけども、先生は、メルボルンのモナッシュ大学の植物生態学のユーカリの権威、この先生と、今、連絡を取っていただいて、危険性について、我々は逆に教えていただいております。

町長もおっしゃっていましたが、ユーカリのことは分からないから説明できないということでした。

東京農工大もこれからの研究次第です。まさに。900 種ありますので、佐用町に合うユーカリというのが、いったいあるのかないのか、まだ、全く分かりません。そのあたりは、まさに、権威であるモナッシュ大学の先生の話は、竹田真木生先生を通して、我々は理解し、ユーカリのことを理解していつているつもりです。

ですから、それは、昆虫学の先生だからということではなくて、確かに、昆虫学の先生ですけども、そういうことを、まず、申し添えておきます。

それで、町長は、一般質問の答弁の中で、共同事業と、町と JIA の共同事業については、収益が見通せる段階で共同事業も、当然、考えないといけないという話がありましたけれども、その中で、カーボンクレジットの話も、確か、町長のほうから触れられたと思います。

実際に、このカーボンクレジットの取組、なかなか、これは分かりにくいし、ですけども、実際にこれは、日本の企業、もう本当に名だたる企業が、例えば、キャノンとか、凸版印刷とか、ファミリーマートとかいう企業も何年も前から、これ取り組んでおります。ですから、収益が出るというのは、実は、何年も先ではないかも分かりません。収益が出るということについて。

そうすると、その点で、考えるなら、収益が出る段階で共同事業を考えるということは、その点も理解した上でのご発言なのかなというところと。

もう 1 点は、民間企業と組むということは、その監視をすとか、共同管理をしていくとか、そういう観点が、やっぱり必要だというふうに思いますので、この共同事業というのは、その点で、やっぱり、当初から必要ではないかなと、改めて、もう一度、お聞かせく

ださい。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほどの質問で、ちょっと、私が答えてなかったということで、これから、実証実験やって、ある程度、それを段階的に広げて、実際の事業として取り組む段階、その中で、町有林を対象に、まず、やっていくという、町有林だけで、そんな場所、いい適地があるかどうかは分かりませんが、当面、町有林化したところも活用できるところは、当然、活用をしていく。

それから、以前から、町有林として保有しているところ、そういうところで、管理なりが必要なところ、そういうところを、対象に事業を行っていく。そういう形になろうかと思っております。

それについては、当然、その地域と言っても、大きくまたがりますから、場所が特定できるところであれば、地域の皆さんには、皆さんと言うか、自治会長さんなりには、そういうことは、事業として取り組みますよということで、そんなに、水がどうか、排ガスが出るとか、そんな影響のあるものではありませんから、そういう事業に取り組むということについては、連絡は当然させていただく予定です。

それから、そうした、町内で、いろんな環境問題にも取り組んでいただいた方々、横山先生や、今、コオロギ、これもどういうふうな状況になっているのか、ちょっと、私も長く分かりませんが、竹田先生、そういう方々のお話、少なくとも、横山先生も、オーストラリアに何回も行かれたと。

私は、だけど、横山先生もオーストラリアのユーカリを対象見て、どうのこうのというのは、これは非常に見方が狭いと思います。

先ほども、廣利議員も言われましたけれども、ユーカリというのは、600種も700種もある。それもオーストラリアだけではない。熱帯雨林のあるインドネシアとか、もっと、幅広い世界中に広がっている樹木です。だから、これが同じユーカリかというような、見た目は全く違うようなユーカリもたくさんある。だから、コアラがいて、あの乾燥した、あのユーカリのイメージ、あそこだけで、昆虫の生態がどうだとか、そんなことを判断するのは、私は、ちょっと、非常に見方としては狭いと思いますし、また、竹田先生が、オーストラリアのそういう専門家の方と話をして、それに対しての意見交換をしたり、廣利議員も、そういう方から知識を得てしているんだと言われますけれども、それなら、竹田先生も、そういう研究者ですから、東京農工大の先生方と議論していただければいいわけです。

やっぱり、研究者同士が、やっぱりもっと、そういうことで、必要であれば、ユーカリの問題について、研究者として聞かないということはないと思いますよ。東京農工大の先生方も、少なくとも、長年研究もされていると思いますし、また、これから分からないところは実証実験しながらやろうとされていることですから、竹田先生も、そういう長年、研究者としてされてきた、そういう方ですから、農工大と先生方と話をさせていただき、それが必要なら、廣利議員も、そこにつないでいただければいいんじゃないかと思います。はい、以上。

〔山本君「議長、ちょっと、確認」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 町長、もう1点で、共同事業の廣利議員が聞かれておった。

町長（庵逄典章君） ほな、もう1点。ほな、山本議員、ちょっと、答弁させてください。
共同事業として、そこが収益が上がるかどうか、こういうのも研究をしていく。ユーカリそのものから、成長をさせて、これをバイオマス燃料として使う。そこまで行くと、少なくとも5年、10年はかかるでしょう。

それ以前に、今のカーボンクレジットのことが、私は、頭にあります。

ただ、カーボンクレジット、山があったから、それが全部、カーボンクレジットとして、それが、その企業にクレジットとして販売ができるわけではない。何らかの、そこに手をを入れて管理をしている山が、その対象になるということです。

だから、例えば、そこの、今のユーカリを植えたところ、それが、片方では、カーボンクレジットとして、先ほど、言われたような、岡本議員からの話のように、CO₂これを吸収すると、非常にほかの樹木と比べてたくさんのもををする。そうなってくると、そのトン当たり、カーボンクレジットというのは、CO₂の1年間の吸収量、それが、大体ヘクタール当たり5トンということが計算されているようすけれども、これがもっと、ヘクタール当たり、倍の10トンなら10トンになるということになれば、もっと、価値が出てくるわけです。それに当たり、トン当たり、約今は1万円ぐらいで取引されていると。そうすると、ヘクタール当たり5万円とか10万円という価格で取引がされると、そういうものにも活用できればいい。それが、収益として上がってくるのであれば、それは、それとして、やっぱり、植えている、管理をしている企業と、そこの底地を持っている町、そこが、やっぱり、収益としては、分配をしていくことも、当然、考えなきゃいけない。これは、これからの、やっぱり、それぞれ見ながら、町としては、適切に考えていく、判断をしていくということです。はい。

議長（小林裕和君） 本件に関する質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） さっき、副町長が、説明いうのを、久崎小学校だけでしたみたいな話したと思います。

じゃあ、聞きますけども、海内の若杉館の時は、広く説明したんですか。

私、ちょっと、前にしたけど、そういうのは、あんまり聞いたこともないな。

じゃあ、そこの人たちが広く説明してくださいと、今回のように、広く、町の施設やから説明してくださいよとか、そういう意見もあったかな、なかったかなという確認だけ、あったらあったでいいし、なかったらなかったらでいいし、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 副町長。

副町長（江見秀樹君） 私が、先ほど、申し上げたのは、広く地域の方、どなたも対象に来てくださという説明会は、確か、私の記憶の中では、久崎の小学校跡地と、今回の利神小学校の跡地でしたという、そういうニュアンスです。

若杉館というのは、若杉館ではなくて、海内小学校のあの跡地のことですかね。あちらについては、今回というか、昨年度でしたかね、地域のほうに、海内地域のほうに、そういう利活用のしたいという事業者からお声がかかっていますということで、海内地域のほうにお声かけをしたら、いやもうぜひ、それは、地域としても応援したいということで、特に説明会を開いてくださいとかいう、そういうお声はなかったもので、そのまま、議会のほうにお諮りさせていただいたということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） ということは、海内の時は、その地域でただけで、ほかとはしていないということですよね。

と言うのは、私、バランス考えて、今、長い議員やらせてもろて、バランスがありますから、前がこうで、今回が違うというのはいかんし、前はそうだった、今回もそうです。そういうことで、前もそうだし、今回もそうなんだなど。海内小学校もそうなんだなどというので、まあ、それで、海内小学校の関係者が、いや広くしてください。佐用町全部してくださいと言うておるんなら考えなあかんけど、そうじゃなかったということが、よく分かったので、はい結構です。

議長（小林裕和君） はい、本件に対する質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） ほな廣利議員。

10 番（廣利一志君） この利神小学校の無償貸付け、当然、今までもそうでしたけども、どういう事業をされるというのを、当然その学校跡地活用と、事業の目的のところは、これは表裏一体だというふうに思いますので、何かその、ここだけ、この利神小学校だけ、その学校跡地と目的のところは、ちょっと、分離して考えるというのは、ちょっと、やっぱり無理があるというふうに思います。

それで、今、250 本か植えているユーカリですけれども、これは、将来的に、一般質問かで、ちょっと、お聞きしまして、もう 1 回、再度確認ですけれども、JIA は土地を購入するという考えはないというふうに聞いているんですけれども、それは、そういうことで、よかったのか。

あるいは、購入はしないけれども、借り受けて、町有林ではなくて、JIA が借り受けてユーカリを植えていくということは、これは想定されているんでしょうか。あるんでしょうか。

それと、

議長（小林裕和君） 廣利議員、質問を、ちょっと、今、2つされましたよね。
今の2件、いいですか。庵途町長。

町長（庵途典章君） 何回も説明しているもので、もう同じことを繰り返すのも、私も、もう本当に確認、確認と言われますけれども、議事録を確認していただければいいんだと思

いますけれども、この場で、過去、私が答弁してきた内容も思い出しながら、答弁しますけれども、JIAとしては、各、今、全国で8か所ぐらい、佐用も入れて、そうした実証実験されている。その中には、購入をされているところもあるようです。民間の土地をですね。

ただ、私は、町としては、これは、もともと山とか、そういうものを町外者に売却するということは、これは長い長い将来を考えたら、非常に、いろんな問題を起こす。障害が出てくる。そういう私は可能性のほうを心配しますから、少なくともJIAさんが、民間の方と交渉して、町が、今、購入している価格より、ずっと高く、民間の人がそこへ売りたいんだというような話が出てくる場合は、それは分かりませんが、基本的には、町有地を、まず、JIAに売却するというようなことは、当然、考えておりませんし、また、民間の人が、そういう話があったとしても、できるだけ、それは、地元の地域で、やっぱり、ちゃんと土地というのは管理しなきゃいけない。

全国的に、外国人が買ったり、町外者が買ったり、いろんなこととして、もうその土地というものが、本当に地域の人にとっては、将来、誰が持っているか分からないような、また、勝手にいろんなところへ転売されて使われるというような問題が起きる可能性があるということは、十分、皆さんもご存じだと思うので、町としては、そんなことは、責任を持ってやらないということでもあります。

〔廣利君「借りるということはあるんですか。借りてやる」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、貸して、だから町の土地を貸付けるということは、少なくとも、

〔廣利君「民有地を」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はあ？

〔廣利君「民有地を借りる」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それもあるかもしれませんが、そこまで、今言っておるように、基本的なことを考えて、そこそこの話は、そこで、どういうことを想定するというようなことまで、今、私に言われても、基本的には、今、言っている、答弁したとおりですから。町内の土地というのは、やっぱり、みんな、しっかりと将来とも、自分たちの地域の皆さんで管理ができるようにしたいというのが、基本的な考え方です。

議長（小林裕和君） 本件に対する質疑は打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
返事がない。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） ああ、金澤議員。どうぞ。

6番（金澤孝良君） すみません。長くなるようですけれども、どこかに利用してもらおうということ、これはもう十分に理解できますし、今回、JIAさんに貸し付けるということなんですけれども、それはそれで、僕らも地域の方も反対はないと思うんですけれども、

ただ、事業内容について、分けて考えることができないという部分もありまして、4項目上げている中で、ユーカリのことが、ものすごく皆さん、慎重に取り組んで言われているんですけども、ユーカリも町長がおっしゃるように、本当にやってみなんだら分からん部分が結構あると思いますので、僕、お互いに町長も信用し、JIAさんも信用したとして、しっかりと後のフォローといたしますか、対応を、我々に分かりやすい説明といたしますか、我々が、いろんな意味で、地域の住民から聞いたことに対して、町に対して申し上げた時に、しっかりと聞いていただいて対応していただくということをお約束、お約束言いますか、しっかりとやっていただくということが、僕、確認取れば、僕、それに越したことじゃないんじゃないかなと思うんです。

想定とか、仮定の話していたら、もう本当に切りがないと思いますので、そこらあたりを、しっかりと、全協の中でも副町長おっしゃっていただきましたけれども、しっかりと、いいことはいい。悪いことは悪い。できることはできる。できないことはできないと、しっかりと監視なのか、指導をしていくということをお聞きしていますので、ここで再度、もういっぺん、そのことを、しっかりと行っていただいて、僕は、納得していききたいなと思うんですけども、いかがでしょう。

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えいたします。

6月の利神小学校の体育館で、説明会でも、地域の方から、そういったご意見がございました。

当然、そのご意見をいただく前からも、町としては、この利神小学校の跡地に限ったことではございませんが、こちらが、当然これ、議決をいただいた場合には、無償貸付けの契約を結ぶわけでございます。

その中には、今回、利活用目的を記した無償貸付け契約を結ぶわけですので、その契約以外のことをする際には、当然、報告なり、こちらの承認義務というのも生じますから、その際には、以前、江川でも1回、ご指摘をいただいたこともございます。ですので、今後は、この利神小跡地に限らず、そういう最初に提案のあったことと違うことを、地域との話の中で、また、出てくる場合も、当然あるでしょう。そういう際には、地域の方にもお話をし、議会にも報告をし、承認を得た上で、そういう形で進めて行くということは、申し上げておきたいと思えます。

それから、先般も申し上げたところですけども、地域の方との懇談と言いましょか、そういう意見交換をする場、これについては、どういう頻度がいいのかというのは分かりませんが、利神小学校の跡地に活用事業者と現場を見ていただく、定期的に、そういう懇談の場を持つ、こういうことは、必ずするようにという指示は、企画防災課のほうにもしておりますので、そこはご安心をいただければというふうに思えます。以上です。

議長（小林裕和君） これでもって、本件に対する質疑は終結したいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ないようですので、

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 質問ですか。質疑ですか。

13 番（平岡きぬゑ君） いいえ、動議です。進行の動議です。

今、審議が打ち切られました。

で、この議案に対しては、先ほど、やり取りはありましたけれども、まだまだ、不確定な問題があると思います。結論を出す前に、先ほど言われたような地域の方に対する説明をする時間が必要だと思いますので、この議案については、継続審査にすることを求めた動議をいたします。

議長（小林裕和君） 今の動議に賛成の方、ありますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） しばし休憩します。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ただ今、平岡議員から継続審議という動議が出されました。これに伴って、動議に関して採決をします。

ただ今、出されました動議に賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、動議は否決されました。

それでは、これより、討論を行います。討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 旧利神小学校跡の無償貸付けを JIA、ジャパンインベストメントアドバイザーを相手先とすることに、以下の項目を例示し、反対といたします。

6 月 22 日の利神体育館での説明会は、丁寧な説明ではありませんでした。質問者、参加者にとって、満足で納得のいく回答ではありませんでした。

旧利神校区の石井、海内、金近、横坂などで、最低限 1 回は説明会をすべきでした。

町有林貸付けで、ユーカリの植栽をする計画のようですので、旧町単位で説明会はすべきでした。

町と JIA の共同事業について、町長の答弁では、収益の配分で、将来的に町と JIA の共同事業、共同事業体は当然必要だと申されましたが、町長の答弁であるように、カーボンクレジットの収益などを、想定より短期で、その点を考えるべきです。

また、早期の撤退などに対して管理、監視等が必要だと考えるべきです。その点を理解するなら、事業開始とともに共同事業と位置づけ共同事業体を設けるべきです。

町有林への植栽、ユーカリに限らず、早生樹、センダン、コウヨウザン等を含みますけどもの研究を、さらに進めて、外来種のユーカリについては、900 種も品種があり、本町に適した品種の研究には相当の年月が必要だと言われています。伐採後の利用について、バイオマス発電に利用する。使用する以外、家具、建材での利用については、乾燥しにくいなどの難点が言われています。

在来種の早生樹についても、国などの取組が以前から取り組まれ、研究成果が公表されています。ユーカリにとられることなく、在来種の早生樹の研究成果を活用すべきです。

以上、指摘し、反対討論といたします。

議長（小林裕和君） はい、賛成討論はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 議案第 55 号、町有財産の無償貸付けについて、賛成の討論をさせていただきます。

この審議は、町有財産、利神小学校跡地を株式会社 JIA 社に無償貸与するという内容に対する是非を問うものでございます。

事業内容、貸付条件を見ますと、事業内容は妥当であり、貸付条件の中で、特に今後の地域との関係性、必要時には校庭の一部は引き続き地域で使用できる。また、有事の際には、体育館も地域で利用できると配慮されたものであり、校区の住民の方からも地域活性化への寄与を期待しているとの意見をお聞きしております。

以上を考慮し、この跡地を有効に活用していただく無償貸付けの議案に賛成をいたします。

ただ、懸念がないわけではございません。事業内容の 1 つ、早生樹、ユーカリの育苗及び植付けに関しては、この敷地内にとどまらず、佐用町と連携して町有林に及ぶと想定をされています。

森林保全、維持管理に関しては、佐用町森林ビジョンを策定し、積極的に取り組んでおりますが、抜本的な解決に至ったわけではなく、その対策を模索しているというのが現状でございます。

そんな中での新たな取組の実験であるとの説明を受けております。その実験的な植栽に関して近隣住民の皆さんはもとより、町内各地の住民の方や佐用町に関心をお持ちの町外の皆さんからも生物多様性や環境への影響を心配する声も多く届いております。

町有林への植栽の際には、植栽面積や植栽地域の情報を広く公開し、植栽地域周辺の住民の皆さんはもちろん、町民の理解を得ること。ユーカリの地域への適合性だけでなく生物多様性や環境への影響等も同時に調査をしていただくよう、企業側に求めることを求めます。

また、事業内容にある将来の林業を担う人材の育成、訓練に向けての調査研究については、人材育成は急務の課題であると考えております。調査研究にとどまらず佐用町と連携して早期に推進をしていただきたいと思います。

加えて、今後は、本事業の主体である株式会社 JIA 社に限らず、町内の森林を大規模に買収、または、借り受けて早生樹植栽等の新たな森林施業に取り組まれる可能性もないとは断言できません。

先ほどの答弁の中で、この件にも触れられていましたが、また、日本海水の取組も紹介

されました。そういった際に備えて、ガイドラインやルールを定める必要性も感じております。

迅速な策定に向けての検討も求めます。

全国で課題となっている森林保全が本町において佐用町森林ビジョンに基づき、住民の皆さんに理解された上で、先進的に推進されること、また、利神小学校跡地を有効に活用することにより、その推進が加速されることを期待して、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） 反対討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第55号、町有財産の無償貸付けについて、反対の立場から討論します。

本議案は、旧利神小学校跡地活用のため、その土地、建物を無償で5年間、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーに貸し付けようとするものです。

活用していただくことについては異論がありませんが、問題は、その主な事業として外来種であるユーカリの育苗、町有林等を使っての植付けの実証実験をやろうとしているということです。

町民への説明も旧利神小学校区での1回だけで、地元の皆さんも、何がなんだか分からないまま事が進んでいます。

また、先日の一般質問での、また、先ほどの各議員の質問でも22日の全員協議会の説明でも外来種であるユーカリが本当に佐用の気候風土に適しているのか。また、その活用が事業として成り立つものなのか。メリット、デメリットも分かっていません。町民の皆さんが、大きな不安を抱えています。

本議案は、ユーカリについての審議ではなく、あくまでも旧利神小学校跡地の無償貸付けについてであることは十分承知してはいますが、実質上、貸付けとユーカリの事業とがセットになっている以上、そして、実証実験とは言え、ユーカリの植付けが町内各所の町有林に渡る以上は、旧利神小学校区だけでなく、町内広い範囲の皆さんのご理解とご同意が必要だと考えています。

また、8月1日の説明会ですか、学習会においても、事業的は何ヘクタールぐらい必要なのかという質問に対して、800ヘクタールは必要であると、東京農工大は答えていらっしゃいます。それだけの広さのものに植付けするのであれば、やはり、もっと広い範囲で説明と同意が必要であると考えます。

議会に対しても多くの皆さんからご意見を寄せていただいています。

今まで、学校跡地問題で、こういった町民の皆さんから多くのご意見いただいたことはなかったのではないのでしょうか。

拙速に本議会で結論を出すのではなく、将来に禍根を残さないためにも、もっと、ユーカリについて研究、議論を尽くすべきであることを考えています。

先ほど、継続審議の動議が否決されましたけれども、今度、もう一度、ここで慌てて、結論を出すのではなく、もう少し考えさせる時間をいただきたいと思います。以上をもって反対討論とします。

議長（小林裕和君） はい、賛成討論はありますか。
なければ、反対討論。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 議案第 55 号、町有財産の無償貸付けについて、反対の立場で討論いたします。

初めに、旧利神小学校等跡地施設の有効活用を図るということに関しては、私も心から支持しております。

今回、旧利神小学校区の皆様には説明会が行われました。地域の皆様への説明は、殊さら重要であると思います。

今回の JIA の予定事業には、町全体の自然環境に関わる内容があった。また、町外の事業者であったことなどもあり、結果、情報提供の不足により、一部町民の方に不安を与えてしまったことについて、反省し、改善しなければならないと思います。情報提供が十分であれば避けられたことも多いかと思えます。

今回の貸付けに対する町民への情報提供が不十分であった点、これに大きな懸念を抱いております。

町の資産の貸付けに関する情報を入手できる、できない。知ることができる。できないなどの情報の格差は、最小限になるよう努めるべきであると考えます。

今回、そして、今後も町の資産の無償貸付けに関して、情報提供をしっかりと行えるようにする。それこそが、地域のため、貸付けを受ける企業のため、そして町・町民の皆様のためであると思います。

以上、今回の貸付けの情報提供のあり方を理由として、今回の議案に反対の立場を取ります。

今までは、地域の方々への説明だけで十分であったかもしれません。

地域の方々への説明はもちろん重要です。しかし、それだけでは、いろいろな世代の協力を得るといのが難しいというのは今までも分かっていることかと思えます。人口減が進む今、地域のあり方、協力のあり方など縮充の町づくりにもつながる情報提供のあり方は、変わっていくべき時期であると考えます。

ホームページ、Facebook、LINE などの各種 SNS を活用し、情報提供が安価で即座に行え、かつどこでもいつでも手に入れられる環境が整備されています。そのことによって、情報に関する社会のとらえ方そのものが変わってきていると思います。今回から、そして今後も、いろいろな媒体を利用して情報提供をしっかりと行うことを強くお願いし、私の反対討論とさせていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 55 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 55 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されま

した。

皆さんにお諮りします。あと 15 分ほどで 12 時が来ますけども、このまま会議を続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、続行させていただきます。

日程第 14. 報告第 12 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第 14、報告第 12 号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを、町長より報告がございます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第 12 号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、先般 9 月 22 日の全員協議会において行政報告をいたしました、町道中安 89 号線と町道中安 95 号線の交差点において横断溝のグレーチングが跳ね上がり、通行中の相手方所有車両を損傷したことにより、町に損害賠償責任が生じ、相手方との賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げます。

事故の概要は、令和 5 年 8 月 24 日、午後 4 時 15 分頃、佐用町米田地内の町道中安 89 号線と町道中安 95 号線の交差点において相手方所有車両が走行中に道路横断溝上を通過した際、横断溝に設置してあるグレーチングが跳ね上がり、車体と接触したことで車体底部のギアボックスを損傷しオイルが漏れて走行不能となる損害を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合は 100%とし、相手方自動車修理費等の 100%に相当する 12 万 8,519 円を支払う内容で、9 月 11 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたものでございます。

以上、ご報告を申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で町長の報告は終わりました。

これより、報告第 12 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） ちょっと、全員協議会の中でも申し上げましたけれど、自動車が通る範囲の中で、ブロックが跳ね上がらんように、針金でも結んでおいたらどうやと言いました。その結んでいないところは、どれぐらいあるんですかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えします。

町内には多数、横断溝のところがございます。数の把握というのは、申し訳ありませんがしておりませんので、この場ではお答えできません。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これも、どうせ保険に入っておるから保険から出ますということであろうけれど、保険も、みんなの汗水垂らした税金から払っていますので、そこらへんだけ、特に自覚をしてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） 自覚しておりますし、現在、パトロール等では重点的に、そこも見るようにということで、課の職員には指示しております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） ちょっと、状況を聞かせてもらいよんやけども、100%悪いということらしいんですけども、なかなか一般の交通事故でも、100%というのは、なかなかないとは思いますが、普通に、そのグレーチングのそこ走っていたら飛び上がるはずがないんじゃないかなと思うんですけども、何らか、横しのほう踏んだとかようなことがあったんじゃないかなという検証はされたんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えします。

検証をさせていただきました。今回の事案は、交差点といいますか、三差路でございます。米田側からはなさきむらのほうに上がる道と、小山側から上がってくる道の合流している三差路になります。

それで、被害に遭った車両は、米田のほうからはなさきむらのほうに向かっておりまして、それで、対向車があったんですね。はなさきむらのほうから。それで、待避するために、小山からの道のほうに右折してよけたわけなんですけれども、その際に、どう言いますかね、T字路のどう言いますかね、米田から上がっている側溝にはなるんですが、小山から来ている三差路ですので、小山から来ている道からすると横断溝になっておりますので、そこを、こう斜めに踏むような形で行ったので、これにつきましては、例えば、その側溝がないところに脱輪したとか、そういうことでしたら、相手側にも、ある程度、何て言うんですかね、補償というか、落ち度があるんじゃないかという考え方もできるんですけれども、今回の件につきましては、きちっと横断溝を引いているところを、その上を通過して、それで、それが外れたということですので、こちらのほうの責任ということで、現場の状況も見て、スピードが出せるようなところでもありませんししますので、そういうふう判断させていただいております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） この件について、議運の中で話させてもらいました。

今、課長のほうは、100%悪い。これ100%悪いって誰が決めたんかなと。ねっ、100%って誰が決めたん。

だから、こんな僕らが決めんでええんじゃないか。

今後、こういう事故について、過失割合、ねっ。

だから、僕、裁判したらって、まあ、裁判せんでも、うちはあれやから、するんは向こうがするんやから、向こうが裁判してくださいと、それで過失割合で決めたらええんじゃないかと。町の大切な税金使うんやから、それが100万円かかろうが、200万円かかろうが、正しいことなら使わなあかんし、そうでないなら使う必要もないし、その過失割合、今までずっと佐用町が勝手に100%、100%言ってきたけども、ほんまに、それが100%か80%か僕らが決めんでも、国に決めてもろたら、国が決めた%で何ぼかいうのが出たら、それについてしたらいいのであって、だから、こっちからどうの言わんでも、分かりましたと、じゃあ、国に決めてもらいたいんで裁判してくださいと言うたらどうですか。ほな、あなたが今、課長が何%と言うたのは、いや裁判で100%言いました、これが根拠、100%の根拠やけど、今、課長が言った根拠なんか、%の根拠いうのは、勝手に言いよるだけで、分からへんのやね。分からへんでしょう。

だから、私なんか、今度から、国に決めてもろて、%の根拠を国に出してもろたらいいんじゃないかなと思うんですけどね。はい。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、課長の答弁が、私も、そういうふうなことを、また、指摘されるような答弁になってしまっているのです、こうした事故というのは、町が管理していて、そういった石が転がっておったり、側溝が今回のような形で跳ね上がったとか、そこに町管理ということについての、そういう行政としての責任ですよ。

どうしても相手方、町民の方であり、一般の方です。だから、特別な過失が相手方になり限り、どうしても町としても、そうした補償をしていく。これは、私とこだけじゃなくって、どこの行政も同じようなことをしていると思います。

ただ、これは保険対応をするわけです。ただ、その保険対応において、当然、保険会社が入っております。だから、山本議員が言われるように、国で裁判をするというところまで、それはまあ、幾らかかっても、そこまでやってもいいじゃないかと、極端な場合は、そういうことにもなるんですけども、それ以前に、保険会社が、そういう事故の場合に、これを 100%見てくれるかどうか、それは、話を協議をしているわけです。保険会社として、こうした今回のもの、以前についても、この場合は、100%保険で対応をしますという、保険会社の、いわゆる判断です。

ですから、課長が、何%と言って判断をしているわけではなくって、やはり、そうした、私とこも、全部保険に入っていますから、保険会社に、今、そうした事故を報告をして、保険会社としての査定。だから、当然、その相手方と言うんですかね、その事故を起こされた方に過失があれば、これは、その過失が、当然、求めるべきものは、保険会社としても 100%払うということは、保険会社としても損害になるわけですから、これ何%ということは、当然あるわけですけども、保険会社としての判断で 100%という、最終的には、そこで補償をしたということですので、その点は、やっぱり、行政としての、どうしても、そういう、できるだけ相手方、町民の皆さん方に対しての配慮というところはしなければ、するのが行政になってしまいますので、そこは、やむを得ないところがあるかなと思いますので、頼みます。

[山本君 挙手]

議長（小林裕和君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 保険会社が言うから正しいいうて、多分、この中の人、誰も思っていないよ。なぜか。今、テレビでやっておるじゃないですか。保険会社が、どれだけええ加減か。そして、保険が上がっていくんです。間違いなく保険が上がる。

町長、今、町民の方、今回は、そうでしょう。でも、今まで、町外の人もいっぱいおりましたよ。ですね。町長。ねっ。

町民の住民の方なら、まだ、分かるけど、町外の人が結構あった。もう、ぼちぼちね、保険やから違うでしょって、ほんまに保険が正しいか。全然当てにならない。これ、みんな、それ、テレビでバンバンやっておるから、証明してくれたじゃないですか。保険屋なんて、どれだけええ加減やと。

テレビだけやないで、この前、別の人と話しよったらね、同じようなこと言っていました。割と、どことは言わんけど、皆さんが、よく知っておるところで、本当に、ここらへんの人、よく知っている人で、そこへ持って行ったら、ちょっと、こっちまでどうのと言った

ら、ほな、ここちょっと、何々さん、ちょっと、蹴ってわやにしときない。全部、全塗装したげるからと言って、「うん」と言うて、話ついてしたんやいう話してました。

だから、いかに、言うたら悪いけど、保険屋やから保険、何回も聞いてきましたけど、実はもうそうじゃないだろうし、やっぱり、そこらへん真剣に、もう考えなあかんとこ来ておるんじゃないですかね。

今回ぐらいたったら、まだ、いいですよ。次、何があるか分からんじゃないですか。

これ考えなあかんで、もうきちっと、出します。いいですよと。

そのかわり裁判かけて、きちっとした、その額で、私ら払いますと、保険屋が正しいなんて（聴取不能）言わない。ただ、さっきも言うたように、裁判で出た金額だったら、これは、はっきりした根拠になります。以上。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） （聴取不能）お断りしておきますけれども、私も保険屋が正しいということを言っているわけじゃない。

ただ、保険会社が査定をして、そこまで保険として見ますという、ということは、当然、これは、保険料は払っていますから、町が、間接的には、当然、払っている話になるんですけども、町が単費で別個、保険会社が5割ですよと、それ相手方が、例えば、10割出せと、それは、私とも、当然、裁判なり、そういう法的な中で、ちゃんと、査定をしてもらおうと、判断をしてもらおうということもありますけども、とりあえず、まずは、保険会社が100%、それを保険として保証しますということが前提にありますということを、お話しているだけで、保険会社が正しい、それが、保険会社が全て正しいとは、私も思いません。はい。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第15. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第15、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申出のとおり決定しました。

日程第16. 議員派遣について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思
います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に
記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しま
したので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、第 113 回佐用町議会定例会は、こ
れをもって閉会します。

午後 00 時 06 閉会

議長挨拶

議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9 月 4 日に開会した第 113 回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。議員各位にお
かれましては、今期定例会に上程されました各案件全てにおいて、慎重審議をいただき、
適切な判断をいただきましたことに感謝申し上げます。

今定例会は、令和 4 年度佐用町歳入歳出決算を審議する決算特別委員会を設置してい
ただき、加古原委員長、幸田副委員長には、委員会運営並びに質疑にご尽力を賜りあり
がとうございました。

また、町当局におかれましても、多くの資料作成等準備をいただき、厚くお礼申し上げ
ます。

9 月も後わずか、ようやく夏の猛暑、残暑の日々が峠を越した感がございます。これか
らの季節は各地域での秋祭りやイベント、また、11 月に入ると町内文化月間となります。
皆様には、コロナ、インフル等感染症に十分気をつけていただき、ご参加いただくととも
に、健康に留意していただき、町民の安心安全で豊かな生活が営まれますよう、日々、議
員活動にご精励を賜りますよう、お願いを申し上げて、閉会に当たりの挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶願います。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。本当にお疲れさまでした。

それでは、9月定例会、閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

本当に、この9月に入っても、ずっと暑い夏が続いておりました。そういう中での、この議会におきまして、皆さん方も大変お疲れのことと思います。

まずは、本定例会に提案をさせていただきました、昨年度、令和4年度の一般会計並びに各特別会計につきましても、全て承認を、決算承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、ほか補正予算等、ほかの議案につきましても、審議をいただき、それぞれ原案どおり可決、決定をいただきましたことに、まずもって、厚く御礼を申し上げたいと思います。

本当に、この異常気象が続いておりました、はや、9月もあと2日で10月に入ります。季節が本当に1カ月遅れているという、そういうふうに言われるぐらい、この9月は暑い1カ月でありましたけれども、今、予報を見ますと、10月に入ると、今度は逆に一気に本格的な秋といいますか、気温も下がるようであります。

また、コロナのほうも、議長も御挨拶いただきましたけれども、ここへ来て、かなり広く、また、感染が広がっているようであります。

今日も朝方、農協のほうが、何かもう、佐用農協ではないかと思うんですけれども、8割か9割ぐらいの方が感染してしまって、店、窓口開けられないんだというようなことも、ちょっと、耳にしました。

また、佐用高校等においても学級閉鎖をしたり、また、小学校、中学校、今、教育委員会、どういうふう把握しているのか分かりませんが、まだ、そこまでは行っていませんけれども、非常に、また、感染が広がっていることでもありますし、また、インフルのほうも、今年、そんなに、今、爆発的ではないですけれども、かなりインフルエンザも流行するだろうと、インフルエンザの患者も出ております。

そういうことで、これ本当に、暑い夏で、体のほうも暑さで疲れがたまっておられると思いますし、また、今度は逆に、季節が一気に変化して、体調管理、非常に難しい10月になろうかと思っておりますけれども、コロナとかインフルエンザにも、皆さん方も十分気をつけていただきながら、そして、体調管理して、秋、いい季節が、1年でも一番いい季節を迎えるわけですけれども、それぞれ、また、十分、いろいろとご活躍を、元気にご活躍をいただくことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） それでは、終了といたします。御苦勞さまでした。